

外国籍県民かながわ会議（第 10 期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

| | 提言内容 | 措置状況・検討状況等（令和 4 年 1 月末時点） ＜過去の状況を含む＞ |
|---|--|---|
| 1 | <p>(1) 多言語化した行政サービス情報を、すべて電子化することに努め、外国人が必要な情報を見つけやすいように県のホームページに集約させること。また、日本語以外で検索できる形式のファイルで保存するよう努めること。</p> <p>(2) 子育て分野の情報については、やさしい日本語で作成し、資料の配布場所を拡大するよう努めること。</p> <p>(3) 外国籍県民が必ず立ち寄る市町村の役所窓口や国際交流ラウンジ等で、県のホームページに必要な多言語情報があることを伝えるチラシ（1 枚程度）を作成し、各窓口で渡すよう働きかけること。</p> | <p>(1) (3) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度から 2 年度にかけて、県ホームページに生活や就労、県の取組などをまとめた「多言語による情報提供のページ」（11 言語）を情報の集約やレイアウト変更をするなど、情報を見つけやすいように改修した。また、「新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金申請書（見本）」や出入国在留管理庁が監修した「生活・就労ガイドブック」など、外国籍県民にとって必要な情報については、県ホームページに掲載するとともに、市町村へ周知した。（国際課） <p>(2) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で外国につながる子どもの支援を行っている N P O 等との連携を密に図り、資料の配布場所の拡大に努める。（次世代育成課） |
| 2 | <p>神奈川県に転入して来たばかりの外国人や、すでに居住している外国人を対象に、行政の制度や情報、生活を送る上でのルールやマナー、神奈川県の魅力等を説明し、自立して安心した生活が送れるよう支援するオリエンテーションを開催する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 9 月より、将来的に市町村でも実施可能となるような、体系的な初期段階の日本語指導、生活オリエンテーション等を組み込んだ日本語講座（モデル事業）を実施している。（国際課） |

外国籍県民かながわ会議（第 10 期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

| | 提言内容 | 措置状況・検討状況等（令和 4 年 1 月末時点） ＜過去の状況を含む＞ |
|---|--|---|
| 3 | <p>(1) 外国人就職フローチャート図の作成と提供を行う。</p> <p>(2) 関連ビデオなどの解りやすい説明ツールの作成と提供を行う。</p> <p>(3) 就職者及びご家族に適用する生活保障サポートなどを相談できる窓口を増やしてほしい。</p> <p>(4) 就職活動、就職後、失業、それぞれの形態に応じた対応言語の情報をもっと増やしてほしい。</p> | <p>(1)(2)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、外国人労働者に対して日本の労働法規等を啓発するため、労働基準法等を複数の外国語で解説した「外国人労働問題対処ノウハウ集」を発行している。（雇用労政課） <p>(3)(4)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前から、労働問題、労働トラブルについて、専門相談員（大学教員や弁護士）が通訳とともに相談に応じる「外国人労働相談」を行っている。平成 30 年 9 月には対応言語に新たにベトナム語を追加しており、今後もその時代のニーズに応じた対応言語となるよう、適当な時期に見直しを行う。（雇用労政課） ・出入国在留管理庁が監修した「生活・就労ガイドブック」を県の相談窓口へ送付するほか、県ホームページにも掲載している。（国際課） |
| 4 | <p>外国につながる親子または親が集まり、子どもの学校生活や家庭生活に関する情報を交換する場として、「外国人子育てひろば（仮称）」を作ること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対し運営費の補助を行っており、令和 2 年度からは、「特別支援対応加算（配慮が必要な子育て家庭等への支援）」が創設された。（次世代育成課） |

外国籍県民かながわ会議（第 10 期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

| 提言内容 | 措置状況・検討状況等（令和 4 年 1 月末時点） ＜過去の状況を含む＞ |
|--|--|
| <p>5 (1) 小中学校において外国につながる児童生徒と日本人児童生徒が交流する機会を設けるよう支援すること（小学校は「国際クラブ（仮称）」・中学校は「国際部活（仮称）」を作る）</p> <p>(2) 市町村立の学校が利用しやすい多文化共生教育・国際理解教育の外国籍講師等を紹介する窓口等の設置</p> <p>1) 既にある実践や人材の把握、確保</p> <p>2) 学校現場への紹介やコーディネート業務を担う</p> | <p>(1)について 私立学校に対し、外国籍県民かながわ会議第 10 期最終報告提言の周知を実施した。（私学振興課）</p> <p>(2)について ・「外国につながる子ども支援のための関係機関連絡会」において、参加した県都市町村教育委員会担当指導主事に対して、県内で活動する N P O 団体等の業務内容や相談窓口の周知及び情報共有の場を設定した。（子ども教育支援課）</p> |

外国籍県民かながわ会議（第 10 期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

| | 提言内容 | 措置状況・検討状況等（令和 4 年 1 月末時点） ＜過去の状況を含む＞ |
|---|---|--|
| 6 | <p>(1) 外国につながる生徒の日本語学習支援を充実すること。</p> <p>(2) 県立高校における外国につながる生徒に関する教員研修の新任研修、5 年経験者研修、15 年経験者研修及び管理職研修を充実・強化すること。</p> | <p>(1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜北東・川崎地区で外国につながるのある生徒への支援を行っている。川崎高校に拠点を置き、NPO、日本語指導員、大学生、地域ボランティアなどの地域人材を活用し、多言語による週末地域日本語・学習支援などを行っている。（高校教育課） <p>(2)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修（高等学校、中等教育学校、特別支援学校）において、所属校等での机上研修として受講者全員を対象に「人権教育」の研修を 6 月に行い、その中で外国籍県民の人権について扱った。（教職員企画課（総合教育センター）） ・5 年経験者研修講座（高等学校、中等教育学校、特別支援学校）において、所属校等での机上研修として受講者全員を対象に「外国につながる児童・生徒に関する教育と課題」の研修を 6 月に行い、早期発見のための意識啓発を促した。（教職員企画課（総合教育センター）） ・新任教頭研修講座（県立学校）及び新任指導主事研修講座の「人権教育の推進」において、「かながわ人権施策推進指針（改訂版）」の項目の一つとして、外国籍児童・生徒への教育の重要性に関する内容を含めた講義を 7 月に実施する。（教職員企画課（総合教育センター）） |